

## 高額医療・高額介護合算制度

各医療保険における世帯内で、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超える場合超えた分が申請により支給されます。

<70歳未満の方>

基準所得額 (総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額の世帯合計)	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

<70歳以上の方※1>

所得区分		限度額
課税所得 690万円以上の方		212万円
課税所得 380万円以上の方		141万円
課税所得 145万円以上の方		67万円
一般（市民税課税世帯の方）		56万円
低所得者 (非課税世帯)	Ⅱ（下記以外の方）	31万円
	Ⅰ（世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方）	19万円※2

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額をあわせた額に限度額を適用します。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。

- 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象です。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日の12か月間です。
- 同一世帯でも、医療保険の種類が違う場合は合算対象になりません。
- 申請は、加入されている医療保険者に行います。

